

令和7年度 全国安全週間実施準備指導会

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

熱中症対策にかかる労働安全衛生規則の改正について

～ 令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

郡山労働基準監督署
安全衛生課長 高橋 貴大

はじめに、熱中症とは

- 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称です。
- 症状として、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などが現われます。
- 熱中症にはさまざまな症状が現れますので、それぞれに病名がつけられています。

熱 失 神	暑熱環境下で皮膚血流の著しい増加と多量の発汗とにより、相対的に脳への血流が一時的に減少することにより生ずる立ちくらみが起きる
熱 け い れ ん	汗で失われた塩分が不足することにより生ずる筋肉のこむら返りや筋肉の痛みが出る
熱 疲 労	脱水が進行して、全身のだるさや集中力の低下した状態をいい、頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐などが起こる
熱 射 病	「熱疲労」を放置した状態。中枢神経症状や腎臓・肝臓機能障害、さらには血液凝固異常まで生じた状態のことで、普段と違う言動やふらつき、意識障害、全身のけいれん（ひきつけ）などが現れる

熱中症の症状と治療（日本救急医学会『熱中症診療ガイドライン2024』より）

			重症度	症状	治療
			I 度	めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り、意識障害を認めない）	通常は現場で対応可能 Passive Cooling、不十分ならActive Cooling、経口的に水分と電解質の補給
			II 度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下（JCS $\leq$ 1）	医療機関での診療が必要 Passive Cooling、不十分ならActive Cooling、十分な水分と電解質の補給（経口摂取が困難なときには点滴にて）
qIV度	表面体温40.0℃以上（若しくは皮膚に明らかな熱感あり） +GCS $\leq$ 8（もしくはJCS $\geq$ 100【深部体温測定は不要】） • 早急に深部体温を測定して、重症度を判断 • Active Coolingを含めた早期開始	深部体温 39.9℃以下 →	III 度 2024	下記の3つのうちいずれかを含む • 中枢神経症状（意識障害 JCS $\geq$ 2、小脳症状、けいれん発作） • 肝・腎機能障害（入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害） • 血液凝固異常（急性期DIC診断基準（日本救急医学会）にてDICと診断）	入院治療の上、Active Coolingを含めた集学的治療を考慮する。
		深部体温 40.0℃以上 →	IV 度	深部体温40.0℃以上かつ GCS $\leq$ 8	Active Coolingを含めた早急な集学的治療

用語	
Active Cooling	何らかの方法で、熱中症患者の身体を冷却すること。熱中症診療ガイドライン2015では、「体温管理」「体内冷却」「体外冷却」「血管内冷却」「従来の冷却法（氷嚢、蒸散冷却、水冷式ブランケット）」「ゲルパッド法（Arctic Sun®, Medivance）」「ラップ法（水冷式冷却マットで体幹および四肢を被覆する；Gaymer Medi-Therm®, Gaymar）」などと記載されていたのを「Active Cooling」に包括的に記載を統一する。 ただし、Passive Cooling（冷蔵庫に保管していた輸液製剤を投与することや、クーラーや日陰の涼しい部屋で休憩すること）は含まない。
従来のActive Cooling	Active Coolingのうち、高度な体温管理機器を用いない冷却方法であり、冷水浸水（Cold water immersion）、蒸散冷却（evaporative plus convective cooling）、胃洗浄（Cold water gastric lavage）、膀胱洗浄（Cold water bladder irrigation）、局所冷却（Ice packs）があげられる。
Passive Cooling	冷蔵庫に保管していた輸液製剤を投与することや、クーラーや日陰の涼しい部屋で休憩すること。熱中症診療ガイドライン2015では「冷所での安静」と記載されていた。

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



目次	
01 熱中症から命を守る	02 熱中症の予防と対応
03 熱中症の発生状況	04 熱中症の発生状況
05 熱中症の発生状況	06 熱中症の発生状況
07 熱中症の発生状況	08 熱中症の発生状況
09 熱中症の発生状況	10 熱中症の発生状況
11 熱中症の発生状況	12 熱中症の発生状況
13 熱中症の発生状況	14 熱中症の発生状況
15 熱中症の発生状況	16 熱中症の発生状況
17 熱中症の発生状況	18 熱中症の発生状況
19 熱中症の発生状況	20 熱中症の発生状況
21 熱中症の発生状況	22 熱中症の発生状況
23 熱中症の発生状況	24 熱中症の発生状況
25 熱中症の発生状況	26 熱中症の発生状況
27 熱中症の発生状況	28 熱中症の発生状況
29 熱中症の発生状況	30 熱中症の発生状況
31 熱中症の発生状況	32 熱中症の発生状況
33 熱中症の発生状況	34 熱中症の発生状況
35 熱中症の発生状況	36 熱中症の発生状況
37 熱中症の発生状況	38 熱中症の発生状況
39 熱中症の発生状況	40 熱中症の発生状況
41 熱中症の発生状況	42 熱中症の発生状況
43 熱中症の発生状況	44 熱中症の発生状況
45 熱中症の発生状況	46 熱中症の発生状況
47 熱中症の発生状況	48 熱中症の発生状況
49 熱中症の発生状況	50 熱中症の発生状況
51 熱中症の発生状況	52 熱中症の発生状況
53 熱中症の発生状況	54 熱中症の発生状況
55 熱中症の発生状況	56 熱中症の発生状況
57 熱中症の発生状況	58 熱中症の発生状況
59 熱中症の発生状況	60 熱中症の発生状況
61 熱中症の発生状況	62 熱中症の発生状況
63 熱中症の発生状況	64 熱中症の発生状況
65 熱中症の発生状況	66 熱中症の発生状況
67 熱中症の発生状況	68 熱中症の発生状況
69 熱中症の発生状況	70 熱中症の発生状況
71 熱中症の発生状況	72 熱中症の発生状況
73 熱中症の発生状況	74 熱中症の発生状況
75 熱中症の発生状況	76 熱中症の発生状況
77 熱中症の発生状況	78 熱中症の発生状況
79 熱中症の発生状況	80 熱中症の発生状況
81 熱中症の発生状況	82 熱中症の発生状況
83 熱中症の発生状況	84 熱中症の発生状況
85 熱中症の発生状況	86 熱中症の発生状況
87 熱中症の発生状況	88 熱中症の発生状況
89 熱中症の発生状況	90 熱中症の発生状況
91 熱中症の発生状況	92 熱中症の発生状況
93 熱中症の発生状況	94 熱中症の発生状況
95 熱中症の発生状況	96 熱中症の発生状況
97 熱中症の発生状況	98 熱中症の発生状況
99 熱中症の発生状況	100 熱中症の発生状況

CLICK

職場における熱中症予防対策の周知事業

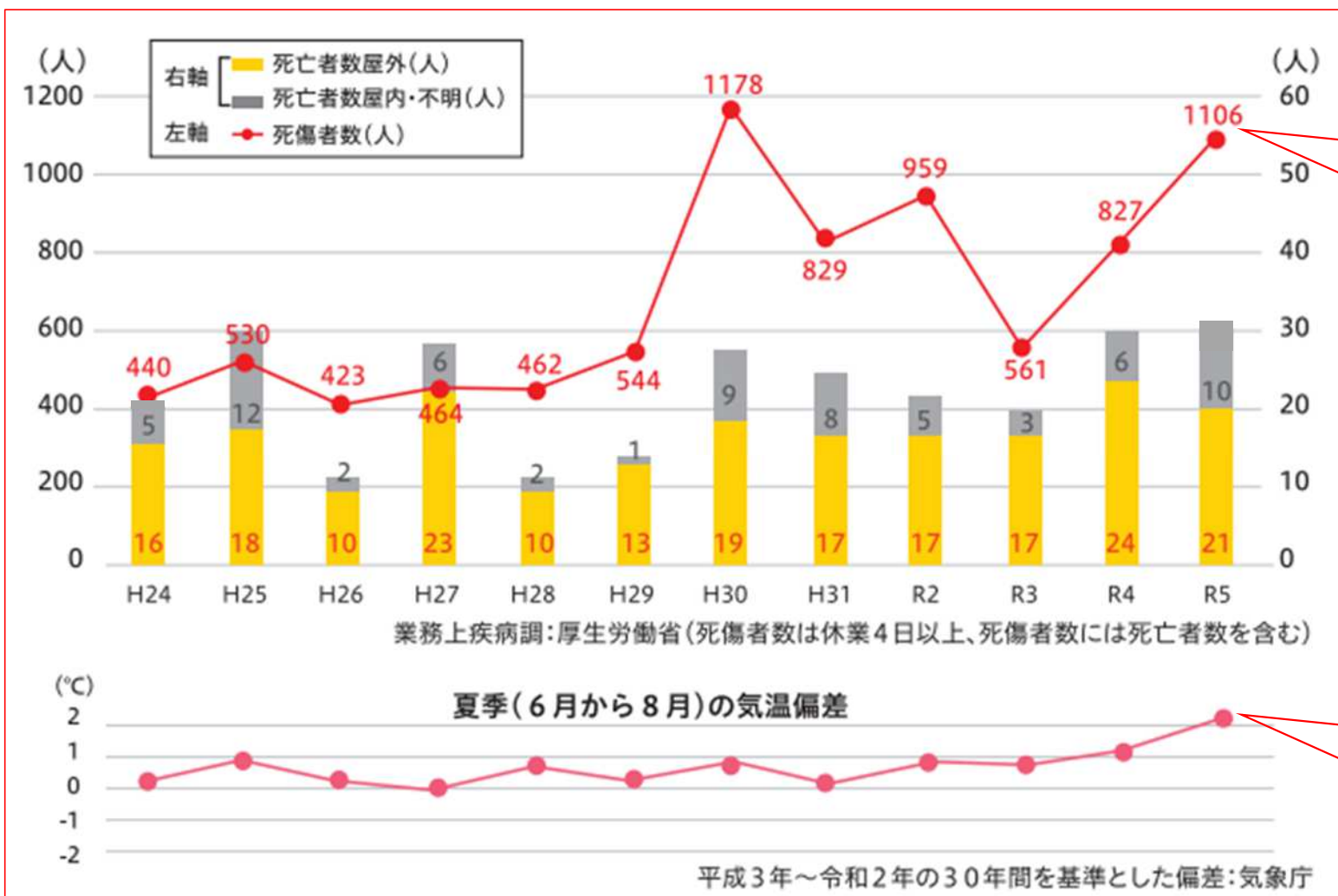
～職場における熱中症の重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正されました～

新着情報

2025.4.15 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働五七）」が公布されました。

働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド

夏季の気温と職場における全国の「熱中症」の労働災害発生状況



熱中症の死傷者が10年前と比べて倍以上！

気温も1度以上上昇！



100件の内訳



令和2年から令和5年の熱中症による死亡災害

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

求められる対策

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

**現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日施行）

熱中症による死亡災害の多くが、

「初期症状の放置、対応の遅れ」

を原因としていることを受け、

「熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置」

が、新たに事業者に

「義務付け」

られました。

- 根拠条文 安衛法第22条 安衛則第612条の2（新設）

以下の措置が事業者に義務付けられます

- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（ ）を行う際に、
「熱中症の自覚症状がある作業者」
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」
が、その旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
作業からの離脱
身体の冷却
必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や
実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

() 熱中症を生ずるおそれのある作業

対象作業

WBGT値28度以上
又は
気温31度以上

の環境下で

連続1時間以上
又は
1日4時間を超えて

実施が見込まれる作業

WBGT値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。



作業場所に設置して計測するタイプ / ハンディータイプ

身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押し引きしたりする など	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など	25	20

実施事項

① 発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。

例：職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用等

本人からの報告を受けるだけでなく、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

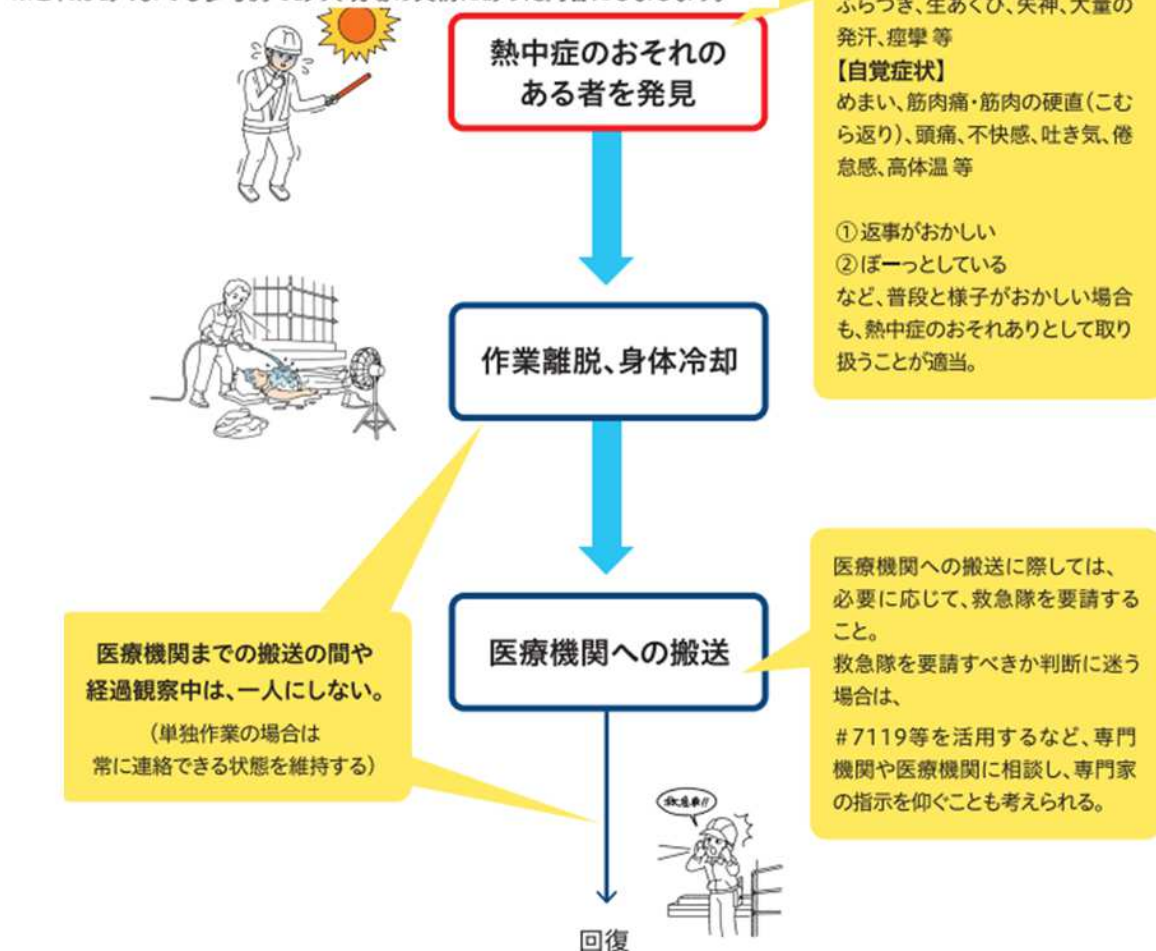
上記①②について、あらかじめ関係者に周知してください。

※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。



体温を効果的に下げるための方法の例

- ・上着を脱がせ、服をゆるめて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。
- ・服の上から少しずつ冷やした水をかける。
- ・氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。

事業主・管理者の方へ

作業者の命を守るために適切な措置を講じるとともに
必要に応じて取引先へ作業者の安全確保を申し出る

作業者の方へ

体調に異変を感じたら
すぐに周囲の作業者や現場管理者に申し出る

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている



すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る



手順や連絡体制の周知の一例

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は〇℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



←キャンペーン実施要項

キャンペーン期間



キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省
熱中症予防情報
サイト

暑熱順化への対応



熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること

健康診断結果に基づく対応



次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

日常の健康管理



当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

作業中の労働者の健康状態の確認



巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導

異常時の対応



あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

暑さ指数の低減



準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備



準備期間に検討した休憩場所を設置

服装



準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮



作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

プレクーリング



作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取



水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)

熱中症の危険

！高齢者は特に注意が必要です

1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

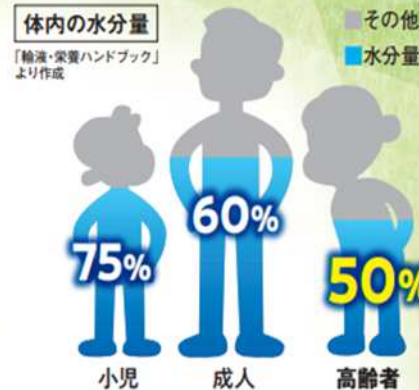
2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

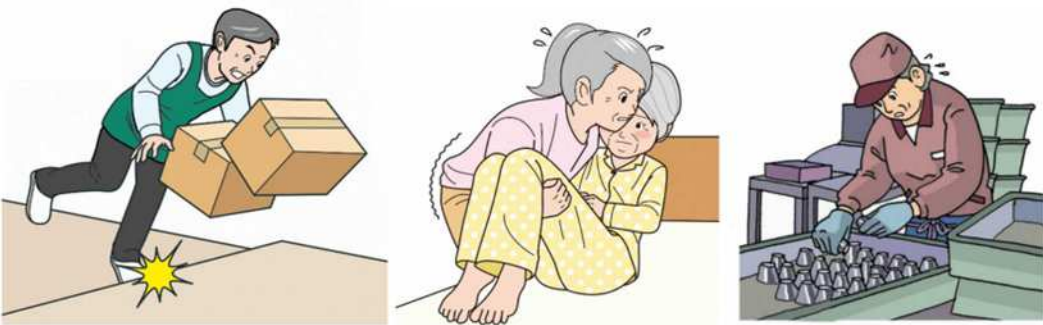


エイジフレンドリーガイドライン

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



第169回労働政策審議会安全衛生分科会

2024.10.24 【労働新聞 ニュース】

ガイドラインに法的根拠

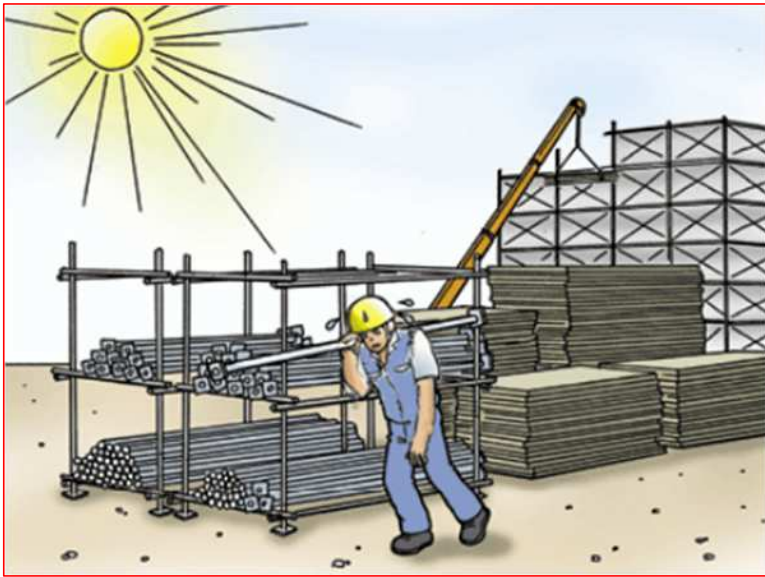
厚生労働省は、高年齢労働者の労働災害が増加傾向にあることから、対策を強化する方針だ。エイジフレンドリーガイドラインで求めている身体機能の低下を補う設備・装置の導入など職場環境・作業環境の改善に関する措置を企業の努力義務とする案を、令和6年10月15日に開いた労働政策審議会安全衛生分科会で示している。同ガイドラインに法律上の根拠を与えることで、取組みの適切かつ有効な実施を図るのが狙い。使用者委員からは慎重な検討を求める声が出ている。

ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

全国の熱中症死亡災害事例 1



出典：職場の安全サイト

災害発生当日、被災者Aは、午前9時頃から12時頃まで所属する会社の炎天下の資材置場において、足場の部材等の整理整頓を行い、休憩室で1時間昼休みした。

午後からは、新築工事現場にトラックで移動し、同僚作業員B、Cおよび被災者Aの3名で、足場の解体作業および解体した足場資材をトラックに積み込む搬出作業を行なった。

当日は朝から暑く、最高気温が37.4度に達する猛暑であった。被災者Aが作業していた作業場所は、屋根等の直射日光を遮る設備はなかった。午後3時ごろ、同僚Bは、被災者Aが非常に気分が悪そうに見えたので、1時間程度日陰の場所で休ませた。

午後4時頃から被災者Aは、作業を再開したが、足元がふらついて災害をおこす危険があったので、元請X社の現場責任者が作業を停止させ、日陰の場所で再び休ませた。

午後5時頃、被災者は、吐き気を催し、症状がひどくなったため、救急車で病院に搬送され、熱中症であると診断され、その後多臓器不全のため死亡した。

労働者が熱中症の症状を呈したときは、一人にせず、作業離脱、身体冷却を行い、症状が回復しないときは重症と見なし、直ちに病院に搬送し、診察、治療を受けさせること。

全国の熱中症死亡災害事例 2



出典：職場の安全サイト

災害発生日、被災者は、午前8時30分から通常の板バネを検査する作業始め、1時間ごとに10分程度の休憩を取りながら作業を行っていた。12時に昼の休憩に入り、食事をとりながら同僚に「足がだるい」と話したが、休憩後も通常作業に就いた。

午後2時に10分の休憩をとった後、30分ほど経過したとき、被災者が作業位置で倒れているのを同僚が見て、直ちに救急車により病院に搬送し治療を受けたが、3時間後に熱中症により死亡した。

板バネ製造工程では焼き入れで約900度に加熱さ、暑熱の作業環境下であり、被災者の作業位置では40度を超える室温であった。また災害発生日は、最高気温が35℃に達する猛暑であった。

労働者が熱中症の症状を呈したときは、一人にせず、作業離脱、身体冷却を行い、症状が回復しないときは重症と見なし、直ちに病院に搬送し、診察、治療を受けさせること。

ご安全に！